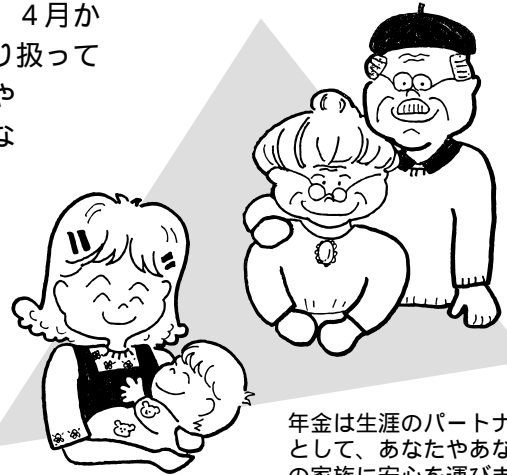


西宮社会保険事務所(西宮社保)の位置図

年金に関する相談・請求は

西宮社会保険事務所へ

国民年金に関するほとんどの事務は、4月から国の機関である社会保険事務所が取り扱っています。社会保険事務所は、国民年金や厚生年金など公的年金に関する総合的な相談窓口です。



年金は生涯のパートナーとして、あなたやあなたの家族に安心を運びます

- 第1号被保険者の加入届及び転入届
保険料の免除申請(学生納付特例を含む)
任意加入の手続き
老齢基礎年金の請求(第1号被保険者期間のみを有する人)
障害基礎年金の請求(初診日が、①第1号被保険者期間、②20歳前、③60歳以降65歳未満の人)
遺族基礎年金の請求(死亡日が第1号被保険者期間の人)
寡婦年金・死亡一時金の請求
障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金を受けている人の死亡時の届け出
老齢福祉年金を受けている人の住所・支払郵便局などの変更届及び死亡時の届け出

第1号被保険者...自営業・学生・無職の人など、厚生年金や共済組合に加入していない120歳以上60歳未満の人

国民年金に関する事務の一部は、4月以降も市が引き続き取り扱っています

市が4月以降も取り扱っている事務

【問合せ先】各種年金に関する一般的な相談(0798-333-1285)
保険料の納付などに関する相談(0798-337-2)

【問合せ先】各種年金に関する一般的な相談(0798-333-1285)
電話相談の場合、ブラウザ検索のため、回答できないことがあります

【問合せ先】各種年金に関する一般的な相談(0798-333-1285)
電話相談の場合、ブラウザ検索のため、回答できないことがあります

【問合せ先】各種年金に関する一般的な相談(0798-333-1285)
電話相談の場合、ブラウザ検索のため、回答できないことがあります

【問合せ先】各種年金に関する一般的な相談(0798-333-1285)
電話相談の場合、ブラウザ検索のため、回答できないことがあります

【問合せ先】各種年金に関する一般的な相談(0798-333-1285)
電話相談の場合、ブラウザ検索のため、回答できないことがあります

【問合せ先】各種年金に関する一般的な相談(0798-333-1285)
電話相談の場合、ブラウザ検索のため、回答できないことがあります

【問合せ先】各種年金に関する一般的な相談(0798-333-1285)
電話相談の場合、ブラウザ検索のため、回答できないことがあります

【問合せ先】各種年金に関する一般的な相談(0798-333-1285)
電話相談の場合、ブラウザ検索のため、回答できないことがあります

【問合せ先】各種年金に関する一般的な相談(0798-333-1285)
電話相談の場合、ブラウザ検索のため、回答できないことがあります

【問合せ先】各種年金に関する一般的な相談(0798-333-1285)
電話相談の場合、ブラウザ検索のため、回答できないことがあります

【問合せ先】各種年金に関する一般的な相談(0798-333-1285)
電話相談の場合、ブラウザ検索のため、回答できないことがあります

児童扶養手当 手当額など変わる

母子家庭などに支給している「児童扶養手当」の制度内容が、8月から変わります。新しい制度による支給は12月支給分(8月分)11月分)からになります。問合せは年金課(0798-353-3190)へ。主な変更点は次のとおり。
【所得の範囲など】
①児童の父から扶養義務を履行するために受け取る養育費の80%を、母の所得として取り扱ふことになりました
②これまで収入から控除していた寡婦控除と寡婦特

Table with 3 columns: 区分 (Child count), 全部支給 (Full payment), 一部支給 (Partial payment). Rows for 1, 2, and 3 children.

例控除を、控除しないことになり。その他特別障害者控除を40万円(現行35万円)に引き上げます

児童手当の受給者に、現況届用紙を6月上旬に送り
児童手当の現況届提出を忘れずに
児童手当の受給者に、現況届用紙を6月上旬に送り
児童手当の受給者に、現況届用紙を6月上旬に送り
児童手当の受給者に、現況届用紙を6月上旬に送り

様々な手当や給付

市独自の制度など紹介

年金課は、児童手当や児童扶養手当、市民福祉金などに関する事務を行っています。制度により支給要件が異なりますので、該当すると思われる人は年金課(0798-353-3190)へご相談ください。
【児童扶養手当】対象は、父との死別(遺族年金など)を受けることができない(に限り)や父母の離婚などにより父と生計をともにできないか、重度障害などの父をもつ、児童の母が養育者。支給期間は18歳到達後最初の年度末まで
児童扶養手当の制度変更
【特別児童扶養手当】対象は障害程度が中度以上の20歳未満の児童を養育する人
障害者や遺児に
【市民福祉金】市独自の制度として、市内に引き続く1年以上住んでいる障害者や遺児に市民福祉金を支給しています

児童手当
児童扶養手当
特別児童扶養手当
市民福祉金
特別給付金

児童手当
児童扶養手当
特別児童扶養手当
市民福祉金
特別給付金

武蔵川女子大学オープンカレッジ 平成14年度 第2学期 受講生募集 (9月24日より開講)
参加資格: 勉学意欲があれば、どなたでも参加いただけます。男女年齢を問いません。
会員の特典: 本学の中央図書館が利用できます。(利用カード発行手数料必要)
受講料: 各10,000円~15,000円(1講座5~10回開講)(別に会員登録料3,000円が必要)
開講講座: 万葉集を読む/源氏物語の世界/女性から見た平家物語 東海道中膝栗毛/西鶴の世界/近松門左衛門を読む 言語生活/俳句のよろこび/心理学そぞろ歩き 日常の心理学/発達を振りかえる/歌集抄を読む 心ほくしの心理学/合唱への誘い/水彩画を楽しむ 楽しいスケッチ入門/パステル画を楽しむ 英語再入門(初級・中級)/英語 初級会話 中国語入門・初級/豊かな食文化伝承のために 等 計25講座
資料請求・お問い合わせ先 TEL.0798-67-1450
月~金 10:00~16:00 土曜・日曜・祝日は受け付けておりません。(なお、7月30日から夏季休業となります)